



土管第1732号
令和7年1月23日

各発注機関の長 様

土木管理課長

現場代理人の兼務の取扱いの改正について（通知）

「現場代理人の兼務の取扱いの改正について（通知）」（令和元年7月24日付け土管第828号）を下記のとおり改めますので、適切な運用をお願いします。

記

1 兼務の取扱い

以下のケースⅠ、ⅡまたはⅢに該当する場合は現場代理人の兼務の申請をすることができます。

- ・ ケースⅠ 兼務する各々の工事の請負金額が4,500万円未満（建築一式は9,000万円未満）であって、次の①～③を全て満たす場合
 - ①福井県発注工事
 - ②工事現場がすべて同一市町内または最遠の関係にある工事現場が概ね10kmの範囲内
 - ③兼務できるのは、5つの工事まで。ただし、災害復旧工事（応急復旧工事を含む。以下同じ。）、工事として発注する草刈、樹木剪定の現場代理人の兼務については兼務できる工事の件数に含めない。また、災害復旧工事には、国または福井県以外の地方公共団体（以下、「国等」という。）が発注する工事を含める。
- ・ ケースⅡ 兼務する工事に、請負金額が4,500万円以上（建築一式は9,000万円以上）の工事が含まれ、かつ、①および②を満たす場合
 - ①福井県発注工事
 - ②密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設事業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合であって、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる場合（※1）に該当するとき。

（※1）平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」における建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いに該当する場合

- ・ケースⅢ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、次の①～③を全て満たす場合

- ①福井県、国等の発注工事
- ②工場製作のみが行われている期間であること。
- ③同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能であるとき。

2 現場代理人の兼務の申請

工事請負者は、1に該当する場合、現場代理人の兼務を土木工事関係書類作成要領様式 - 16により発注機関に申請することができる(行が不足する場合は適宜追加すること)。

3 現場代理人の兼務の承認

発注機関は、2の申請があり、現場代理人の工事現場における運営、取締りおよび権限の行使に支障がなく、かつ、発注機関との連絡体制が確保されると認めた場合はこれを承認するものとする。

4 承認決定の通知

発注機関は、現場代理人兼務申請書を受理した場合、速やかに現場代理人の兼務申請の承認・却下について書面(土木工事関係書類作成要領様式 - 16)で工事請負者に回答するものとする。

5 施行時期

令和7年2月1日から施行し、施行日において現に契約中の工事における現場代理人がその他の工事の現場代理人と兼務する場合も改正後の取扱いによるものとする。

【担当】

建設産業・人材支援室

TEL : 0776-20-0470

(内線 3333)